

「島根県水道事業の連携に関する検討会」の状況について

「島根県水道事業の連携に関する検討会」における検討状況について、下記のとおり報告します。

記

1. これまでの経緯

- 平成28年2月の総務省通知等を受け、平成28年10月、島根県が主体となって、県内の水道事業連携のための検討会を設置
〔構成団体：島根県、県内すべての水道事業体〕
- 平成30年2月からは、県内を4つのブロックに分けて地域別の検討
〔出雲市：8団体で構成する東部圏域〕
- これまでに、検討会6回、地域別検討会4回開催

2. 報告書について

- 島根県は、これまでの検討状況をまとめた報告書を作成し、県議会に説明のうえホームページで公表〔概要版等：別添のとおり〕
- 報告書の内容
 - ・県内水道事業の現状と課題
 - ・圏域ごとの検討状況（連携方針なし）
- 東部圏域の検討内容
 - ・浄水場等の維持管理業務の委託経費、検針・窓口業務等の委託経費、施設の統廃合による施設更新費用の3点について、統合による最大効果額を仮の前提条件のもと簡易的に試算したが、連携の方向性を前提にしたものではありません。

3. 今後の予定

- 議会説明後、市ホームページで公表予定
- 平成30年12月の水道法の改正等を受け、今年1月には総務省・厚生労働省連名で、都道府県の責務を明確に示した「水道広域化推進プランの策定について」の通知が都道府県知事あてに出されたことから、今後はこれに沿って、島根県において水道広域化推進プランの策定に向けて、各事業体との検討協議を進められるものと考えます。

「島根県水道事業の連携に関する検討会」の検討結果について

島根県健康福祉部薬事衛生課
地域振興部市町村課
企業局経営課

1. 趣旨

人口減少による料金収入の減少や水道施設の老朽化に伴う更新整備の増大等、水道事業を取り巻く状況が厳しくなっているなか、経営基盤の強化が求められており、その有力な方策として広域連携による取組が推進されている。

一方、取組を進めるにあたっては、検討の推進役の不在や検討の場の不足等により十分な検討ができていないことから、都道府県が広域連携の検討体制の構築及び検討を進めるよう、総務省及び厚生労働省より要請があった。

このことから、水道事業をめぐる様々な課題の認識と対応方策等について検討するため、「島根県水道事業の連携に関する検討会」を設置し、県と水道事業体が一体となって検討を進め、その検討結果について報告書としてとりまとめた。

なお、本検討会については各水道事業体の水道担当課長レベルで検討したものであり、今後の連携方針について決定づけるものではない。

2. 検討体制

- ・県(薬事衛生課長、市町村課長、企業局経営課長)
- ・全市町村(水道担当課長、財政担当課長)、水道企業団

3. 検討経緯

- ・第1回検討会 H28.10.20 (検討会設立)
- ・第2回検討会 H29.4.18 (現状・課題整理)
- ・第3回検討会 H29.8.4 (当面の進め方の検討)
- ・第4回検討会 H29.11.6 (検討会中間とりまとめ)
- ・地域別検討会 H30.2～H30.10 (各圏域2～4回実施)
- ・第5回検討会 H30.8.7 (地域別検討状況確認)
- ・第6回検討会 H30.12.27 (最終報告書案)
- ・第7回検討会 H31.3 予定(次期検討体制について)

4. 報告書内容(別紙概要参照)

- ・県内水道事業の現状
- ・県内水道事業の将来予測と課題
- ・連携に関する検討
- ・今後の取組

○連携に関する検討

※内容については、水道担当課長レベルで検討したものであり、連携方針について決定づけるものではない

東部 [松江市、安来市、出雲市、雲南市、奥出雲町、飯南町、斐川水道水道企業団、島根県企業局]

○技術部門の業務委託経費の試算について

浄水場等の維持管理業務について、

- ①単独で発注した場合
 - ②共同発注した場合
 - ③組織統合することを前提とした場合
- について試算し、効果額を算出。

【前提条件】

- ・現況の委託状況に関わらず、①をベースに効果額を比較。
- ・簡易的に試算することを目的に比較しており、統合にかかるとの整備費を考慮していない。
- ・組織統合の場合は、拠点を4ヶ所に集約することと仮定。

【試算結果】

- ・共同発注により単独発注と比較して年間2720万円削減
- ・組織統合により単独発注と比較して年間4750万円削減

○営業部門の業務委託経費の試算について

検針、窓口業務等の営業部門を委託する場合について、

- ①単独で発注した場合
- ②共同発注した場合

について試算し、効果額を算出。(組織統合については前提条件により②と同様となるため省略)

【前提条件】

- ・現況の委託状況に関わらず、①をベースに効果額を比較。
- ・現況開発、運用業務については試算の対象外としている。
- ・共同発注の場合は、拠点を3ヶ所に集約することと仮定。
- ・拠点設置にかかるとの整備費や維持管理費等を考慮していない。

【試算結果】

- ・共同発注により単独発注と比較して5年間で2400万円削減

○施設の最適化(ダウンサイジング)による財政収支について

圏域内の水道施設について、それぞれ単独で水道施設を同じ規模能力のまま更新した場合と、統廃合により浄水場を集約した場合の事業費について試算し、効果額を算出。

【前提条件】

- ・直近の施設稼働実績等から4,000m³/日以上浄水能力を有する浄水場10施設を集約し、新たに送水管等の施設を整備することで既存の浄水場を廃止すると想定した場合の事業費を試算。

浄水場の集約 119施設 → 10施設

【試算結果】

- ・各事業体の単年建設改良事業費の合算額：178.88億円
- ・統廃合による更新費及び整備費を考慮した単年建設改良事業費：175.96億円(2.92億円の削減)
- ・また、浄水場数の減により維持管理費用等が2.99億円の削減

中部 [大田市、江津市、浜田市、川本町、美郷町、邑南町、島根県企業局]

○水道施設の統合について

隣接する事業体間の水道施設を統合し、既存の浄水施設を廃止することにより、施設更新費や維持管理費の削減を図る。



○緊急時連絡管整備による災害リスクの軽減について

自然流下方式による配水が見込まれる近隣事業体間や用水供給事業者との連絡管接続により、災害時の断水リスクや給水の安定性の向上を図る。



○災害時における相互連携について

災害時に応急給水や復旧作業に迅速に対応するために、隣接する事業体が連携することにより緊急時の応急給水及び応急復旧に必要な資材、機材、物資等の提供や連絡・応援体制の確立を図る。

○料金システム等の共同購入及び統一化について

料金システム等を共同購入等の方法により統一化することで導入費用及び維持管理費の軽減を図る。

○施設の維持管理業務の共同委託について

維持管理業務を共同委託することによってコスト削減を図る。

西部 [益田市、津和野町、吉賀町]

○保守点検をはじめ維持管理体制の連携について

保守点検等、共通する業務の共同化や技能の標準化をすることにより、業務効率化や技術力・サービスの水準の向上、危機管理の強化を図る。

○水質検査業務の共同化について

水質検査について検査体制が整備されている益田市に集中させることにより、検査費用の削減を図る。

○薬品(次亜塩素酸ソーダ)の共同購入について

次亜塩素酸ソーダを共同購入することにより、購入単価の引き下げによる薬品購入費の削減を図る。

○量水器の共同購入について

量水器の仕様の統一や発注時期を調整し、共同購入を実施することにより購入費用の削減を図る。

○災害時における相互連携について

災害時の相互応援協定を締結することにより、応急給水及び施設の応急復旧に必要な資機材、物資、車両等の提供、職員の派遣等、災害発生時の迅速な対応力の強化を図る。

○公営企業会計研修の実施について

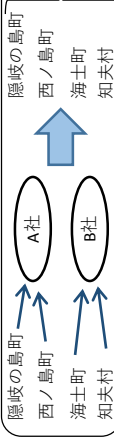
公営企業会計に対する指導・助言・研修等を通じて、職員の実務技能の向上と継承を図る。

○包括的委託業務について

圏域での包括業務委託により、水道の安定供給と住民サービスの向上を図るとともに、職員の負担軽減をはじめ経費の削減等を図る。

隠岐 ○薬品の共同購入について

各町村それぞれに購入している薬品を共同購入することによって単価の引き下げや輸送コストの削減による資材購入費の削減を検討。



○今後の取組

・水道法の改正(厚生労働省)

- ・県の責務の明確化：広域的な連携の推進『水道基盤強化計画』
- ←国の基本方針を基に策定することができるとが
- ←広域的連携等推進協議会を設置することが
- できる

○今後の取組

・引き続き、連携について取組が必要

- ・事業体間の連携の調整役
- ・検討の段階に応じた支援・調整
- ←引き続き検討の場を設置し、国の動向に注視しつつ、連携の取組を推進